寒川町審議会等の会議の公開に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
（会議開催の事前公表）	（会議開催の事前公表）
第5条　審議会等は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、次に掲げる事項について、広報への掲載、町ホームページへの掲載及び町施設への会議開催のお知らせ（第1号様式）の掲示により、原則として開催日の2週間前までに公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催され、事前に公表することができないときは、この限りでない。	第5条　審議会等は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、次に掲げる事項について、広報への掲載、町ホームページへの掲載又は町施設への会議開催のお知らせ（第1号様式）の掲示により、原則として開催日の2週間前までに公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催され、事前に公表することができないときは、この限りでない。
(1)～(8)　（略）	(1)～(8)　（略）
2　前項に規定する町施設は、次に掲げるところによる。 (1)　寒川町役場 (2)　寒川町民センター (3)　寒川町民センター分室 (4)　寒川町北部文化福祉会館 (5)　寒川町南部文化福祉会館 (6)　寒川町健康管理センター (7)　寒川総合体育館 (8)　寒川総合図書館 (9)　寒川文書館 (10)　町長が特に必要と認める施設	（削る）
3　第1項ただし書の規定により会議の開催について事前に公表しなかった場合は、事後においてその理由を公表するものとし、その方法は、広報への掲載、町ホームページへの掲載及び前項に規定する町施設への会議開催の事前公表不実施理由書（第2号様式）の掲示により行うものとする。	2　前項ただし書の規定により会議の開催について事前に公表しなかった場合は、事後においてその理由を公表するものとし、その方法は、広報への掲載、町ホームページへの掲載又は町施設への会議開催の事前公表不実施理由書（第2号様式）の掲示により行うものとする。
4　（略）	3　（略）
～略～	～略～
（運用状況の報告及び公表）	（運用状況の報告及び公表）
第9条　（略）	第9条　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　前項の規定による公表は、次に掲げる事	4　前項の規定による公表（広報への掲載による方法は除く。）は、次に掲げる事

項について行うものとする。 (1)～(3)　（略） （加える） ～略～	項について行うものとする。 (1)～(3)　（略） 5　第3項の規定による公表(広報への掲載による方法に限る。)は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1)　公開した審議会等の数の合計、開催回数の合計及び傍聴者数の合計 (2)　非公開とした審議会等の数の合計及び開催回数の合計 (3)　第5条第1項の規定により開催について事前に公表しなかった審議会等の数の合計及び開催回数の合計 ～略～ 附　則 この規則は、公布の日から施行する。